

土地境界確認申請（道路・水路等）に関するよくある質問と回答

★申請書提出前のよくある質問

Q1 申請書はどこに提出すればいいですか？

A1 申請書一式をお持ちのうえ、道路課窓口（大田区役所本庁舎7階）までお越しください。窓口にて書類のチェックをさせていただきます。

【道路課窓口受付時間】

午前8時30分 から 12時00分

13時00分 から 17時00分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

Q2 申請に必要な書類には何がありますか？

A2 土地所有者によって必要書類が異なる場合があります。区ホームページに掲載されている「**申請に係る注意事項**」に必要書類が記載されておりますため、必ずご確認のうえ、書類の作成をお願いします。なお、印鑑登録証明書など**一部の書類**については**原本還付ができません**のでご注意ください。

Q3 既に境界確認が済んでいる箇所は再申請を受けてもらえますか？

A3 既に境界確認が済んでいる箇所について**再申請は受け付けておりません**。土地境界図が古い等復元するのが困難な場合には、復元に関する相談を受け付けております。復元に関する相談をご希望の方は、現地を調査、測量した結果を持参のうえ、道路課窓口までご相談ください。担当職員が測量作業等で不在の場合がございますので、来庁される際は事前にご連絡ください。

Q4 申請に関する助成制度等がありますか？

A4 ごさいません。土地境界確認申請は土地所有者の発意によって行われるため、測量・調査等の費用は土地所有者の負担となります。本当に土地境界確認を行う必要があるのか、よくご確認のうえ申請してください。

Q5 土地所有者の権利関係が複雑なのですが？

A5 相続や成年後見人、裁判所の審判等により土地所有者の権利関係が複雑な場合は、追加で必要な書類が発生する場合がございますので、事前に権利関係が分かる資料をご用意の上、道路課窓口までご相談ください。

Q6 公園や区立の小中学校との境界確認申請は受けてもらえますか？

A6 庁舎・公園・学校など、道路課保管外区有地との境界確認申請につきましては、経理管財課（大田区役所本庁舎9階）にお問い合わせください。

Q7 区内の都道・国道との境界確認申請は受けてもらえますか？

A7 大田区が所有する道路・水路以外の国道・都道は、大田区で申請を受け付けることはできません。それぞれ管理する機関へ申請してください。

Q8 申請に関する事前相談をしたいのですが？

A8 申請地に関する資料（所在が分かる公図、測量成果等）をお持ちのうえ、道路課窓口までお越しください。担当職員が立会い等で不在の場合がございますので、来庁される際は事前にご連絡ください。

★申請書提出後のよくある質問

Q1 土地境界確認申請を出してからどのくらいで境界が決まりますか？

A1 申請から確認まで平均で約4ヶ月程度要しております。ただし、実務取扱者の作業速度や調印に要する時間等で、境界が決まるまでの時間が短くなる場合、長くなる場合があります。なお、申請受理後、6ヶ月以内に事務完了しない場合には、協議不調として申請書を返却することもございます。

Q2 土地境界図の用紙に指定はありますか？

A2 長期保存に適している強靱な和紙としております。

Q3 お隣だけでなく道路の対面の方も立会う必要がありますか？

A3 原則的には「向三軒両隣」の土地所有者と立会うことから、対面の方も立会いが必要です。ただし、耕地整理図などの境界に関する明確な資料が備えられている地域においては、対面の方との立会いを行わない場合もあります。対面の方と立会う必要があるかどうかについては土地境界確認申請書を正式に受領し、内部資料などを確認してから判断することになります。

Q4 急いでいるので優先して事務処理を行ってもらえますか？

A4 担当職員は原則として受付順（窓口・メール等で図面提出のあった順）に事務処理を行っておりますので、個別の事案を優先することはできません。売買等の決裁期日が事前に決まっている場合などは、なるべく余裕を持たせた日程で申請を行ってください。

Q5 途中で土地所有者が変わった等の場合はどうすればいいですか？

A5 必要に応じて土地所有者変更届等の書類の提出をしていただきます。変更のあった内容によって提出書類が変わることに加え、変更のあったタイミングによっては土地境界図に記載する内容に変更が生じる可能性がございますので、当該事項が発覚した場合は速やかに担当職員まで報告してください。

Q6 仲介業者等の関係者ですが申請の進捗状況は教えてもらえますか？

A6 申請の有無にかかわらず、申請の進捗状況（申請が出ているかどうかも含む）については、個人情報を含むことから土地所有者（本人）及び実務取扱者以外の第三者にお伝えすることはできませんので、土地所有者（本人）へ直接ご確認ください。

Q7 土地境界図を提出した後の流れについて教えてもらえますか？

A7 土地境界図をご提出いただいたのち、土地境界図の写しに「境界確認通知書」を添付し、公印を押印したものを実務取扱者の方にお渡しいたします。境界確認通知書のお渡しをもって申請は完結となります。